令和７年度運動方針

Ⅰ　はじめに

一般社団法人全国市町村職員年金者連盟（以下「全国連盟」という。）は、市町村職員年金受給者の生活の安定と福祉の向上に資するとともに、相互の親睦、研鑽を図り、その知性と経験を活用して、地域社会の福祉の増進及び文化国家の建設に寄与することを目的として、昭和３９年９月に組織化された。

以来６０年以上にわたり４７都道府県の市町村職員退職者等で組織する年金者連盟（以下「単位連盟」という。）と連携を密にして、国会や政府関係機関等への陳情・要望活動を始め数々の施策を展開してきたところである。

わが国では出生率の低下が続き、平均寿命が伸長していることから、令和５年（２０２３年）には総人口に占める高齢者の割合（高齢化率）が２９．１％となり、その後も上昇し続けることが見込まれている。

　　こうした状況の中、公的年金制度に目を向けると、持続可能性の向上を図る等の観点から所要の制度改正が行われてきた。

大きな節目となったものをあげると、平成１６年（２００４年）の制度改正においては、将来の保険料水準の上限を法律で定めるとともに、現役人口の減少や平均寿命の延び等に合わせて年金の給付水準を自動的に調整する「マクロ経済スライド」の仕組みが導入された。

また、平成２４年(２０１２年)には、社会保障・税一体改革の下で、いわゆる「被用者年金一元化法」が成立し、平成２７年(２０１５年）１０月１日から、共済年金は厚生年金に統合され、制度的差異の解消と、保険料率の統一が図られた。この改正では、もともと共済年金にあった公的年金としての職域部分（３階部分）は廃止される一方、平成２７年（２０１５年）１０月以降、これに代わる公務員年金として、民間の企業年金に相当する「退職等年金給付制度」が創設されたところである。

医療保険制度においては、急速な高齢化の進展や、医療の高度化、高額薬剤等による国民医療費の増大等を背景に、近年、制度改正が繰り返し行われてきた。

例を挙げれば高額療養費制度における７０歳以上の自己負担上限の引上げや後期高齢者の保険料軽減特例の見直し、国民健康保険・後期高齢者医療の保険料の賦課限度額の引上げや高額介護合算療養費制度の見直し、後期高齢者の窓口負担割合の引上げが行われている。さらには、子ども子育て支援や高齢者医療を全世代で公平に支え合う見直しなどにより後期高齢者医療の保険料の引上げが行われている。

また、介護保険制度においても、高額介護サービス費の自己負担上限の引上げや自己負担割合の引上げ、介護施設の食費を補助する「補足給付」の助成額の減額や、介護保険料の大幅な引上げが行われている。

　年金税制改正においては、平成３０年度税制改正により、公的年金等控除の額が減額されるとともに一定以上の収入がある者の控除額に上限が設けられた。

　また、令和元年（２０１９年）１０月から消費増税が行われ、最近では物価の急激な高騰もあり年金受給者の生活は大変厳しいものとなっている。

このような状況の中で、全国連盟は、社会保障制度全体の改革等について、政府の動向を注視し、年金を唯一の収入源とする年金受給者の生活を守るための運動を展開するとともに、現役世代が働きやすい活力ある社会や子育てのしやすい社会を実現するため、一層連盟の組織強化を図りながら会員の強い意志を結集し、運動に取り組まなければならない。

このため、今後も市町村職員であった矜持と経験をもって更なる組織拡大に向け邁進することとする。

Ⅱ　運動目標

　１　公的年金制度、医療保険制度及び介護保険制度並びに税制改革等について、本年度の運動目標として次のことを関係機関に要望することとする。

（1）年金受給者の生活は、年金額の引下げ調整や最近の急激な物価高騰により大変厳しくなっている。公的年金制度の改正にあたっては、こうした実態に十分配慮するとともに、生活支援措置を行うよう求めること。

（2）公的年金の給付水準を示す所得代替率については、現役世代と年金受給世帯の税・社会保険料控除の取扱いが異なり、実態と乖離した数値になっているため、これを改めるよう求めること。

（3）現役公務員が、今後とも老後の心配をせず、安心して職務に専念できるよう、公務員制度の一環としての共済制度（職域年金相当部分、退職等年金給付）の給付水準を将来とも低下させないよう求めること。

（4）医療保険制度及び介護保険制度については、高齢者の生活実態に配慮し、保険料負担や利用者負担が過重にならない制度の実現を求めるとともに、制度の見直しにあたっては、利用者へのサービス低下を招かないよう求めること。

（5）年金受給者に係わる税制改革については、公的年金等控除の上乗せ部分廃止など年金額の実質的な切下げが行われてきた。このため①公的年金等控除の最低保障額を１４０万円に戻す。②老年者控除５０万円の復活等、年金受給者の負担を軽減し高齢者の生活安定に資するような措置を求めること。

（6）政府が進める高齢者の就業促進については、高齢者の特性に配慮した労働環境を整えるとともに、生活の安定が図れ、高齢者が引き続き働こうという意欲の湧くものとするよう求めること。

（7）日本人の平均寿命が伸長している状況に鑑み、健康寿命の延伸施策を積極的に推進し、高齢者がいつまでも元気で安心して暮らせる環境を整えるよう求めること。また、感染症拡大時における医療提供体制の充実を図るよう求めること。

２　連盟会員相互の親睦及び福利厚生事業の充実を図るため、福祉事業の拡大に向け積極的に取り組むこととし、連盟会員の福利厚生の充実を図り、もって連盟会員の加入促進による組織の拡充強化を図るものとする。

　３　人生100年時代を見据え、退職後の充実した生活を実現して　　いくうえで、生きがい、健康、生活安定の確立が重要な課題である。このため、永年市町村職員として勤務し培われてきた知識や経験を生かし、地域活動及び社会活動に参加していくこととする。

　４　未加入者の加入促進を図り、市町村職員退職者が結集する組織として、更なる連盟活性化の方策を検討し、逐次実施していくこととする。

Ⅲ　運動方法

前記の運動目標を達成するため、全国連盟、単位連盟及び地区　連盟は、それぞれ次の事項に取り組むものとする。

　１　全国連盟の取組み

（1）年金、医療、介護、税制等の情報収集を強化し、単位連盟への情報提供を迅速に行うこと。

（2）政府及び関係機関等に対する陳情のあり方や意見交換について検討すること。

（3）福利厚生事業の実施状況の把握及び新たな事業の拡大について検討すること。

（4）陳情・要望に当たっては、その実効性を高めるため、事前に国会議員顧問との意見交換を密接に行うこと。

（5）前記、運動方法の課題の整理及び検証等を行い、今後の進め方を検討すること。

　２　単位連盟及び地区連盟の取り組み

（1）連盟組織の充実・強化を図るため、支部活動の活発化を図るとともに未加入者に対する加入促進運動に努めること。

（2）運動目標を達成するため、全会員が直接運動に参加できる　　はがき陳情等を国会議員及び関係者に対し、同一歩調で実施すること。

（3）国会議員への統一的陳情は、社員総会後等を利用し、単位　　連盟又は地区連盟の判断で効率的と思われる方法により実施すること。

（4）現役職員が退職する３月及び４月を会員加入促進月間とすること。